

第八次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の実績	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
2-(1)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	① 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築します。 また、支援体制の構築は、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、県は市町村との協働により、精神障害のある人等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。	・障害保健福祉圏域13圏域毎に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のため、圏域連携コーディネーターを配置して協議の場の設置や普及啓発等を実施しました。 ・地域の実情に合わせた圏域ごとの取り組みを県内で共有する機会を設け、他圏域の取組状況を参考にすることで医療・福祉・行政等の連携を推進しました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、支援体制の構築促進を進めます。	2-2 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 2-5 精神病床における3か月時点の早期退院率 2-6 精神病床における6か月時点の早期退院率 2-7 精神病床における1年時点の早期退院率 2-12 精神病床における退院患者の退院後の行き先(在宅) 2-13 精神病床における退院患者の退院後の行き先(障害者施設等) 2-14 精神病床における退院患者の退院後の行き先(介護施設)
2-(1)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 精神障害のある人の経験や能力を生かすとともに社会参加を促進するため、ピアサポーターが支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労へつなげるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。	・ピアサポート専門員研修を実施し、49名が修了しました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアサポーターが活躍する場の創出・拡大について検討し、ピアサポーターによる講演の開催やグループ活動の支援を行いました。 ・入院者訪問支援事業の訪問支援員としてピアサポーターの活用を進めました。また、訪問支援員養成研修を実施しピアサポーターにも参加の呼びかけを行いました。	・引き続き、ピアサポート専門員養成研修を実施します。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアサポーターが活躍する場の創出・拡大について検討し、ピアサポーターの活用を推進するための体制整備に努めています。 ・入院者訪問支援事業における訪問支援員としてピアサポーターの活用を図ります。	2-16 地域移行・地域生活支援事業のピアサポーター活動箇所数
2-(1)-③	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	③ 全障害保健福祉圏域で「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」を認定し、精神科病院に長期入院している人の退院を促進します。	・長期入院精神障害者の地域移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を精神障害者地域移行・地域定着協力病院として25病院のうち9病院を認定更新しました。また新たに1病院認定しました。	・各圏域の協議の場を通じて医療機関に制度の周知を図り、地域移行・地域定着協力病院指定の増加に努めます。	2-1 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院の指定数 2-15 地域移行・地域定着推進に関する会議への参加件数
2-(1)-④	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	④ 家族への支援については、家族が抱える課題等を共有できる機会の場合、それぞれのニーズに合った支援体制づくりの促進に努めます。また、家族会等の関係者と連携し、必要な障害福祉サービス等について情報提供します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害者の家族支援に係る取組に努めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害者の家族支援に係る取組に努めています。	
2-(1)-⑥	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑥ 緊急時に支援が必要な事態が生じた場合に備えて、本人の状況に応じた適切な支援が行えるよう関係機関と協議しながら検討を進めます。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、医療連携体制の構築に係る事業の取組に努めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、医療連携体制の構築に係る事業の取組に努めています。	
2-(1)-⑪	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑪ 安心して暮らせる地域生活の継続のため、多職種のアウトリーチや、訪問看護による支援体制の拡充に努めます。	・地域生活の継続支援を目的とし、精神保健福祉センターの多職種チームによるアウトリーチを実施しました。	・引き続き、地域生活支援のためのアウトリーチを実施していきます。	
2-(1)-⑫	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑫ 障害保健福祉圏域ごとの協議の場において、地域の課題等を共有化するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とそれに対する評価を行い、地域に必要な基盤整備について検討します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努めました。 ・各圏域の取組や課題を共有し、取り組みを参考とする機会を場をもうけ、更なる推進に取り組みしました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努め、取組の評価について検討していきます。	2-8 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 2-9 協議の場の1年間の開催回数 2-10 協議の場における参加者数 2-11 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
2-(1)-⑬	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑬ 入院患者の高齢化が進んでいるため、高齢の入院患者の地域移行について、障害保健福祉圏域ごとの協議の場において対策を検討します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、高齢者福祉分野の機関にも参加を呼びかけるなど、地域の課題に応じた長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、地域の課題に応じた長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めます。	2-3 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 2-4 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数

第八次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の実績結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
2-(1)-⑮	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑮ 市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図るために行われる訪問支援等については、国の動向を踏まえ、必要な取組について検討します。	・入院者訪問支援事業にかかる訪問支援員養成研修を1回実施し、19名養成しました。 ・リーフレットを作成し、関係各所に実施に向けての説明及び協力要請を行いました。 ・訪問支援を開始し、県内11病院に14件実施しました。 ・実地指導において、虐待防止対策の取り組み状況について調査を行い、適切に指導しました。	・引き続き、精神科病院への訪問支援員派遣を行います。 ・推進会議や実務者会議を設置し、事業の検証、実施状況の検討や見直しを図ります。	
2-(1)-⑯	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑯ 精神科病院における虐待を防止するため、各精神科病院へ、虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、必要に応じて調査及び指導を行います。		・引き続き、実地指導等を通じて精神科病院への周知や指導に努めていきます。	
2-(2)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	① 精神科救急医療を確保するため、関係機関との更なる連携やシステム参画医療機関の拡充を図ることなどにより、精神科救急のための空床の確保を推進します。	・千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議において、現行システムにおける課題や改善点などを議論しました。 ・関係機関との連携強化を目的とした千葉県精神科救急医療システム連携研修会を開催しました。	・令和7年度においても千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連携研修会の開催等とおして、引き続き精神科救急医療の確保に努めます。	
2-(2)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	② 身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能になるよう、精神科を含め複数の診療科がある医療機関の連携強化を図り、身体合併症患者の受入体制を拡充できるよう働きかけます。	・千葉県精神科救急医療システムにおいて、身体疾患合併症対応協力病院への協力要請を行いました。 ・身体合併症対策作業部会を設置し、課題や改善点などを議論しました。	・令和8年度においても千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連携研修会の開催等とおして、更なる連携の強化及び身体合併症患者の受入れ体制の拡充を図ります。	
2-(3)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	① 精神障害のある人の地域生活支援及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての理解促進のため、医療機関・障害福祉サービス事業所等の地域移行関係職員に対して、研修を実施します。	・地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対する普及啓発を行いました。	・引き続き、地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対する普及啓発を行います。	
2-(3)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	② 精神障害のある人の実情や地域での生活について理解を広げるため、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等、精神障害のある人と地域住民が触れ合う機会を提供し、関係団体と連携した普及啓発に努めます。	・令和7年4月26日に心のふれあいフェスティバルを千葉市文化センター及び千葉市中央公園にて開催し、1,051名の来場がありました。実施内容：演芸大会、ポスター原画展、作品展示、心のよろず相談 ・令和7年11月5日に心の健康フェアを青葉の森芸術文化ホールにて開催し、294名の来場がありました。内容：講演、当事者メッセージ発表、表彰、作品展示、アトラクション。	・令和8年4月25日に心のふれあいフェスティバルを千葉市文化センター及び千葉市中央公園にて開催しました。 ・令和8年11月7日に心の健康フェアを千葉県社会福祉センターにて開催予定であり、現在実行委員会にて準備を進めています。	
2-(3)-③	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	③ 子どもたちに対し、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行います。	・精神保健福祉センターにおいて養護教諭等教職員及び関係行政職員向けの研修を実施しました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、ピアサポーターなどが学校に出向いて普及啓発を図りました。	・引き続き、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、教育機関への働きかけや研修等に取り組めます。	
2-(3)-④	2精神障害のある人の地域生活の推進	(3)理解促進・普及啓発の推進	障害者福祉推進課	④ 県民への精神疾患及び心の健康に関する正しい知識の普及に取り組むため、精神保健福祉センター(県こころセンター)、保健所(健康福祉センター)、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が相互に連携してこころの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を図ります。また、市町村における相談支援機能の充実を図るために、相談支援に携わる専門職員に対する研修の拡充を図るとともに、市町村職員とともに相談やアウトリーチを行い、技術指導・支援を推進します。	・精神保健福祉センターや各保健所において、依存症、ひきこもり、心の健康相談などに応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応しました。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施しました。 ・心のサポーター養成研修を年2回開催し、合計71名の心のサポーターを養成しました。	・引き続き、精神保健福祉センターや各保健所において相談に応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応していきます。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施します。 ・引き続き心のサポーター養成研修を開催し、サポーターの養成を行っていきます。	
3-(3)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 県において障害者虐待の通報・届出を受けた場合や、虐待事案を覚知した場合、障害者虐待防止法の対応スキームに即して、迅速な対応に努めます。その際、市町村や警察、労働局など関係する機関と適宜連携を図り、的確な対応を行います。複数又は県外の市町村が関わることとなる事案などについては、県において必要な調整・協力を行います。また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、令和6年4月から精神科病院における虐待防止の措置や、虐待を発見した際の通報が義務化されることから、県は、各精神科病院へ虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、虐待等の通報を受理した場合は、必要に応じて調査及び指導を行います。	・県において虐待事案を覚知した場合は、市町村や労働局等関係機関への調整や協力を行うことにより、迅速な対応に努めました。 ・精神科病院における業務従事者による障害者虐待に係る対応窓口として、令和6年4月1日から設置している専用の電話回線により、通報等に対応しました。 ・令和7年度は377件の通報等があり、必要に応じて病院への報告徴収等の対応を行いました。 ・令和7年度は、11件の虐待を認定し、病院への指導を行いました。	・引き続き、市町村や労働局等関係機関に対して調整や協力を行う。 ・引き続き、各精神科病院へ虐待を防止するため必要な措置を講ずるよう周知するとともに、虐待の通報等を受理した場合は、必要に応じて調査及び指導を行います。	

第八次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の取組結果	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
5-(1)-⑨	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	⑨ 高次脳機能障害のある人への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関及び専門支援機関を確保・明確化し、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークの構築を目指します。ネットワークにおいては、精神科領域との連携強化を図るべく、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、高次脳機能障害の支援体制の充実を図ります。	・支援拠点機関を1か所、地域支援拠点機関を3か所設置し、支援コーディネーターを中心に機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援ができるよう、体制整備を進めました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、研修を開催しました。	・高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、県内4か所に高次脳機能障害者支援センターを設置するとともに、支援コーディネーターを配置します。 ・センターにおいて専門的な相談支援や情報提供、普及啓発等を行います。支援者等への研修の実施や関係機関と連携することでネットワークの拡大、強化を目指します。	
7-(1)-③ 【5-(1)-⑨再掲】	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 高次脳機能障害のある人への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関及び専門支援機関を確保・明確化し、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークの構築を目指します。ネットワークにおいては、精神科領域との連携強化を図るべく、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、高次脳機能障害の支援体制の充実を図ります。(再掲)	・支援拠点機関を1か所、地域支援拠点機関を3か所設置し、支援コーディネーターを中心に機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援ができるよう、体制整備を進めました。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携し、研修を開催しました。	・高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、高次脳機能障害者支援センターを設置するとともに、支援コーディネーターを配置します。 ・センターにおいて専門的な相談支援や情報提供、普及啓発等を行います。支援者等への研修の実施や関係機関と連携することでネットワークの拡大、強化を目指します。	
7-(4)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4)ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	① ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応とアウトリーチ型の支援を充実するとともに、地域の支援者を対象とした研修の開催や同行訪問などにより市町村等との連携強化を図ります。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。	・計960件の本人・家族等に対する相談支援を行いました。 ・各市町村職員や地域の支援者を対象としたひきこもりサポーター養成研修を実施しました。	・引き続き、相談支援体制の充実を図ります。 ・ひきこもりサポーター研修を開催し、地域の支援者や関係機関との連携体制の構築を図ります。	
7-(4)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4)ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 市町村におけるひきこもり相談窓口や市町村プラットフォームの設置・運営状況を把握するとともに、それらの取組の意義や目的について、理解の促進に努めます。	・県内全市町村において、市町村プラットフォームの設置が完了しました。 ・市町村等との連携強化のためひきこもり支援連携会議を開催しました。	・ひきこもり連携会議を開催し、ひきこもり支援に関する連携強化を図ります。	
7-(5)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 医療観察法の対象者に対する支援について、保護観察所等の関係機関と連携の下、社会復帰できるよう支援を行います。	・保護観察所主催の会議に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行いました。	・引き続き、保護観察所主催の会議等に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行います。	
8-(3)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	③ 医療費負担の軽減として、身体障害のある人に対する更生医療費の給付、精神障害のある人に対する通院医療費の給付、身体障害のある子どもに対する育成医療費の給付を引き続き行います。また、「重度心身障害者(児)医療給付改善事業」については、従来の身体障害者手帳1級、2級いずれかの手帳所持者、療育手帳A、④いずれかの手帳所持者に加え、令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を制度の対象に加えており、引き続き制度の円滑な運用に努めます。	・令和7年度も更生医療等について給付を行いました。	・引き続き、更生医療等について適切な給付に努めます。	
8-(3)-⑭ 【2-(3)-④再掲】	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑭ 県民への精神疾患及び心の健康に関する正しい知識の普及に取り組むため、精神保健福祉センター(県こころセンター)、保健所(健康福祉センター)、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が相互に連携してこころの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を図ります。また、市町村における相談支援機能の充実を図るために、相談支援に携わる専門職員に対する研修の拡充を図るとともに、市町村職員とともに相談やアウトリーチを行い、技術指導・支援を推進します。(再掲)	・精神保健福祉センターや各保健所において依存症、ひきこもり、心の健康相談などに応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応しました。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施しました。 ・心のサポーター養成研修を年2回開催し、合計71名の心のサポーターを養成しました。	・引き続き、精神保健福祉センターや各保健所において相談に応じるとともに、必要に応じて市町村職員等と連携して対応していきます。 ・市町村や施設職員などを対象とした研修を実施します。 ・引き続き、心のサポーター養成研修を開催し、サポーターの養成を行っていきます。	
8-(3)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑮ 発症からできるだけ早期に精神科に受診できるよう、保健サービスや一般の医療機関に対し、精神疾患に関する研修を開催するなど、人材育成を図ります。また、精神科医療機関との連携体制を整備します。 精神障害のある人が身近な地域で心身の状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、統合失調症、気分(感情)障害、依存症などの多様な精神疾患等ごとに対応できる医療機関を明確にした上で、精神医療圏(二次医療圏)及び県全体での協議の場を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築を図ります。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場等及び県全体での協議の場を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築促進に係る検討を進めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場及び県全体での協議の場等を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築促進に係る検討を進めます。	

第8次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	7年度の実績	取組結果への対応 (7→8年度)	関連数値目標
8-(3)-⑭	8様々な視点から取 り組むべき事項	(3)保健と医療に関 する支援	障害者福祉推進課	⑭ 精神科医療機関及び関係機関の協力の下に、入院中心の医療から、地域での生活を 支える医療体制・機能の充実に向けて取り組みます。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにお ける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごと に地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害 者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進め ました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシ ステムにおける協議の場等を通して、障害保健福 祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院 中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係 る検討を進めます	
8-(5)-交-①	8様々な視点から取 り組むべき事項	(5)住まいとまちづく りに関する支援	障害者福祉推進課	① 障害のある人の快適で暮らしやすい生活環境づくりを支援するために、障害のある人 に対するJR等鉄道会社の旅客運賃割引については、距離制限を撤廃するよう関係機関 に求めています。また、精神障害者保健福祉手帳に写真が貼付され、身体障害者手 帳・療育手帳と同様に身分証明書として使用できるようになったことから、身体・知的障害 者施策同様に、JR等旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路通行料金等の割引を広く障害 のある人に適用するよう、各種の機会を通じて国など関係機関に働きかけていきます。	・令和7年度第16次千葉県障害福祉計画推進委員会 議及び、全国主要都道府県民生主管部(局)長連 絡協議会を通じて、内閣府、厚生労働省に要望を 行いました。 ・精神障害者保健福祉手帳についてもJR等旅客運 賃の割引が令和7年度より拡充されることが示され ました。	・引き続き、各種の機会を通じて国などの関係機関 へ、働きかけを行います。	
8-(6)-⑦	8様々な視点から取 り組むべき事項	(6)くらしの安全・安 心に関する支援	健康福祉指導課 障害者福祉推進課 医療整備課	⑦ 大規模災害時における支援体制については、実践的な訓練が必要であるため、引き 続き防災訓練への参加や、DMAT等との合同訓練を実施していきます。また、DPATに ついては、より多くのチームを派遣できるようにするため、養成研修を継続的に開催し チーム数を増やすとともに、構成員の資質向上のためのフォローアップ研修や、災害時に 迅速かつ適切に支援活動が行えるよう、消防や他の医療チームとの合同研修に参加し、 体制を強化します。 千葉県災害福祉支援チーム・DWATについては、災害時、チームの避難所における支 援活動が円滑に行えるよう、今後、防災訓練への参加やチーム員への研修の充実を図 り、派遣体制を強化します。	・チーム員のスキルアップ向上、連携を深めるため フォローアップ研修(兼 チーム員登録時研修)を実 施しました。 ・訓練についても、九都県市合同防災訓練参加し、 DWAT本部及びチーム員の能力向上に努めました。 ・国DPAT事務局主催の研修に、県職員及び統括者 (精神保健福祉センター、総合救急災害医療セン ター、民間病院)・日本DPAT隊員(総合救急災害 医療センター、民間病院)が参加しました。 ・県主催のDPAT研修について、新規養成研修の開 催(2日間)に加え、技能維持研修、災害時対応研 修を開催し、新規養成研修修了者にDPAT隊員証を 交付しました。 ・国の大規模地震時医療活動訓練に参加し、日本 DPAT3隊を被災想定県へ派遣しました。 ・CLDMATの養成研修及び技能維持研修を開催す ることにより、災害時に備えた体制整備として CLDMATチームの育成に努めました。	・引き続き、各種研修、訓練を実施し、派遣体制の 強化、DWAT本部及びチーム員の能力向上に努め ます。また、市町村や他の支援チーム等と合同で訓 練を実施し、連携強化に努めます。 ・引き続き、DPAT隊員の育成を継続し、災害医療体 制の充実・強化に努めます。 ・政府訓練や防災訓練への参加し、災害時に迅速 かつ適切に支援活動が行えるよう、DMAT等の他の 医療チームとの合同研修に参加し、体制を強化しま す。 ・また、DPATについては、より多くのチームを派遣 できるようにするため、養成研修を継続的に開催 し、隊員数を増やすとともに、構成員の資質向上、 技能維持のため技能維持研修を行います。 ・DPATがない精神科病院においても災害時におけ る各病院内での受援体制の構築を図るため、災害 対応研修を実施します。 ・引き続き、DMATチーム等の育成を継続し、災害医 療体制の充実・強化に努めます。	